

## 東大阪市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録のあった者に対し、その交付の事実の通知をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書（当市の様式で発行したものに限る。）、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載された事項に関する証明書（当市の様式で発行したものに限る。）及び除かれた戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製される以前の改製除票を除く）
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項、第15条の4第1項、第20条第1項又は同法第21条の3第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3、第15条の4（第1項及び第2項を除く。）、第20条（第1項及び第2項を除く。）又は同法第21条の3（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法12条の2において準用する同法第10条の第1項の規定により戸籍謄本等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により戸籍謄本等を請求する者

(登録対象者)

第3条 本人通知制度の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載されている者を含む）

(2) 戸籍法の規定により本市が編製等した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

（登録の申込）

第4条 本人通知制度の登録を受けようとする人（以下「登録希望者」という。）は、あらかじめ本人通知制度登録申出書（様式第1号）により、市長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、登録は、本人による申込みであることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等、その他市長が適当と認める本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人により行おうとするときは、前項に定めるもののほか、代理人の本人確認書類並びに次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし本市に備付けの公簿の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 登録希望者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

（事前登録）

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

（事前登録内容の変更）

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じたときは、本人通知制度事前登録変更・廃止届書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、本市の住民基本台帳に記録されている事前登録者（消除者除く）の氏名又は住所の変更については、この限りでない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、相当と認める時は、登録者名簿における当該事項を変更するものとする。

4 市長は、本市の住民基本台帳に記録されている事前登録者（消除者除く）の氏名又は住所に変更があったことを知ったときは、登録者名簿の当該事項を変更するものとする。

（事前登録者への通知）

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に対し、次に掲げる事項を記載した東大阪市住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- （1） 交付年月日
- （2） 交付証明書の種別
- （3） 交付枚数
- （4） 交付請求者の種別
- （5） その他市長が相当と認める事項

（事前登録の廃止）

第8条 事前登録者は、登録の廃止を希望するときは、本人通知制度事前登録変更・廃止届書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、相当と認める時は、事前登録を廃止するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を廃止するものとする。

- （1） 事前登録者が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- （2） 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

- (3) 第7条の規定による通知書が返戻されたとき。
- (4) 事前登録者が国外に転出したとき。
- (5) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(他の市区町村への調査)

第9条 市長は、必要な場合において、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村へ調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1. この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
2. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
3. この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
4. この要綱は、令和2年12月1日から施行する。